

八幡市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年10月24日

八幡市監査委員 大 高 友 紀

八幡市監査委員 清 水 章 好

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を、八幡市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

消防本部

第3 監査の着眼点

令和4年度執行分の財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第4 監査の主な実施内容

事前に提出を求めた監査資料等に基づき、その執行が適正かつ効率的に行われているかどうか重点をおいて試査した。

また、所属長及び担当職員に、事務事業の概要及びその執行状況の説明を求め、さらに質問を加え、関係書類を審査して監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

監査委員事務局の事務室等において予備調査を実施するとともに、令和5年5月24日に消防本部において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、事務処理状況等はおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

発注を30,000円未満に分割し、特定業者と随意契約をしていることが疑われる案件が多数見受けられ、特定業者との一社随意契約の合計金額が300万円を超えている業者もあった。業者選定伺の決裁では、経済性・公平性の根拠を明確にした業者の選定理由を記載するよう努められたい。

物品購入の執行に際し、設計金額の根拠が十分示されていないものが多数見受けられた。執行伺の決裁では、添付資料として、執行理由、設計書（積算根拠）について、小さな案件においても記載するよう努められたい。